

令和 2 ～ 4 年度 庁舎等の建物清掃業務等 入札参加希望者登録申請の手引き（追加登録）

秋田市契約課

「庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録要綱」に基づき、令和 2 ～ 4 年度における庁舎等の建物清掃業務等入札に参加希望される方の追加登録申請受付を行います。

秋田市が発注する庁舎等の建物清掃業務等にかかる入札等に参加を希望する方は、次の事項に留意のうえ、申請書等を提出してください。

※令和 3 年 4 月 1 日より、委任状以外の申請書類について押印は不要となりました。

第 1 受付期間および申請方法等

1 受付期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 9 月 2 9 日まで
(ただし、土曜、日曜日、祝日を除きます。)

2 受付時間

午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 4 時まで

3 受付場所

秋田市契約課用度担当

(秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所本庁舎 4 階)

4 申請方法等および資格要件

- (1) 受付場所へ申請書等を直接持参してください。郵送、ファクシミリおよび電子メール等による申請は受け付けません。
- (2) 記載内容や添付書類に誤り又は不備がある場合は、受け付けできませんので、申請前に十分確認してください（誤り又は不備がある申請書等を契約課で預かることはできません。）。
- (3) 受付時に申請書等を 1 枚ずつ離して内容を確認しますので、ホッチキスでまとめたり、ファイルに綴じたりする必要はありません。
- (4) 受付が完了した書類は、返却しません。

(5) 次のいずれかに該当する方は、申請できません。

ア 秋田市内に支店・営業所（以下「事業所」という。）又は住所を有しない者

事業所とは、契約締結に関する事務を行っており、営業の活動を行い得る人的配置（法令に基づく技術者の配置等）がなされていて、かつ、責任者が常駐して営業活動を行っているところをいいます。本社・本店が秋田市外である場合には、秋田市内の支店・営業所への入札や契約行為等の権限の委任が必要です。

イ 当該事業を営んでから申請日までの期間が1年未満である者

ウ 市税又は社会保険料等を滞納している者

エ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条各号に掲げる者であると認められる者

オ 申請日時点において、秋田市内の事業所が、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定において、秋田県知事の登録を受けていない者

カ 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者

キ 社会福祉法人、宗教法人、NPO法人その他営業活動を主たる目的としない者

5 資格審査項目

次の事項について資格審査を行い、審査の結果、適格と認められた方については、秋田市の「庁舎清掃業者等登録名簿」に登録します。

(1) 本社および事業所の所在地

(2) 納税状況

(3) 従業員数および事業所における人的配置の状況

(4) 年間契約実績

(5) 自己資本額

(6) 流動比率

(7) 営業年数

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する秋田県知事の登録内容

6 資格の有効期間

「庁舎清掃業者等登録名簿」に登録された日から令和5年9月30日まで

7 審査結果について

審査結果は、秋田市ホームページで名簿に登録された業者名および登録業種を掲載します。個別の通知はいたしませんので各自で確認してください。

ただし、登録決定後であっても、申請内容に疑義が生じた場合は、実態調査を行い、その結果、虚偽の申請又は上記4(5)のいずれかに該当すると認められた場合は、登録決定を取り消します。

第2 申請書の記載事項の変更について

申請書提出後に、次の事項について変更があったときは、すみやかに「庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録申請書記載事項変更届」を秋田市契約課に直接持参し、提出してください。また、廃業するときや合併したときなど、登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

1 商号・名称、住所、電話番号およびFAX番号

秋田市内の事業所の住所が変更となった場合は、変更後の事業所の外観写真および内部写真（各1枚）を、併せて提出してください（写真は、（様式2）資格審査項目調書「7 秋田市内の事業所の写真」様式に貼付してください。）。

2 代表者職名、氏名および印（併せて暴力団排除に関する誓約書も提出してください。印の変更届は、履行中の契約があるとき又は下記3に該当するときに提出してください。）

3 契約締結権者等の委任者又は受任者の職名、氏名および使用印鑑（併せて委任状も提出してください。）

4 入札の指名通知等の送信先の電子メールアドレス

5 入札等参加希望業種（追加・変更をする際には、その業種に対する秋田県知事の登録証明書（写し）を添付してください。）

※「庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録申請書記載事項変更届」等の様式は、秋田市ホームページからダウンロードしてください。

第3 留意事項

- 1 申請書等の様式は必ず、今回の様式で申請してください（過去の様式による申請は受け付けできません。）。
- 2 法人と個人で、提出する書類が異なります。
- 3 パソコンで作成する場合は、あらかじめ印字されている文言、書式設定およびページ設定等を変えないでください。
- 4 修正液又は修正テープを使用した書類は受け付けできません。

第4 問合せ先

秋田市契約課用度担当

（直通電話 018-888-5436）

第5 提出書類

法人の方は、P4からP9、個人の方は、P9からP13をご覧ください。

1 法人の方が提出する書類

(1) 庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録申請書（様式1）

ア 日付欄には、契約課の窓口へ持参する日付を記載してください。

イ 登録番号欄には、初めて申請する方の記載は不要です。

前回の庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていた方は、同じ登録番号を記載してください（登録番号が不明な場合は、記載は不要です。）。

ウ 申請書の右下の欄は、審査の際に秋田市の職員が使用しますので、何も記載しないでください。

エ 様式1-2欄の本件責任者および担当者について、記入してください。本件責任者とは、代表取締役又は支店長や営業所長などの社内において権限の委任を受けた役職員とします。担当者とは、本申請に関する事務を担当する者とします。本件責任者および担当者は、同一人物でも可とします。

(2) 資格審査項目調書（様式2）

ア 「1 従業員数」は申請日現在の全従業員数を記載するとともに、契約行為等の権限を委任する場合には、委任先の従業員数も記載してください。

また、「うち法令免許を有する人員数」の欄には、「(様式3)

の1 「入札等参加希望業種」の業務に関する免許をもつ人員数を記載してください。この人員数は、「(様式5) 技術者経歴書」に記載する技術者数と一致します。

イ 「2 年間契約実績高」は、損益計算書の添付があるため、記載の必要はありません。

ウ 「3 自己資本額」は、貸借対照表の添付があるため、記載の必要はありません。

エ 「4 流動比率」の欄の流動資産については、貸借対照表「資産の部」の流動資産額総額(千円未満切捨)を記載してください。流動負債については、貸借対照表「負債の部」の流動負債額総額(千円未満切捨)を記載してください。なお、流動比率については、小数点以下第2位を四捨五入して記載してください。

オ 「7 秋田市内の事業所の写真」について

(ア) 申請日から1か月以内に撮影した、事業所の外観写真および内部写真(いずれもカラー写真)を1枚ずつ貼付してください(ポラロイド写真も可とします。白黒の写真は不可とします)。

貼付する写真の大きさについては、資格審査調書の写真貼付欄の枠の大きさを目安としてください。

デジタルデータの画像を資格審査調書に貼付してカラー印刷したものは可としますが、事業所の実態が確認できる画質で印刷してください。

(イ) 外観写真については、会社名の表示(看板、表札等)が確認できるように撮影してください。1枚の写真だけでは外観および会社名の表示が確認できない場合は、複数枚の写真を貼付してください。

(ウ) 内部写真については、事業所で使用している事務機器(机、椅子、電話、ファクシミリ、パソコン)等が被写体となるように撮影してください。

(エ) 提出された写真だけでは事業所の実態を確認できない場合、写真の追加提出を求めることがあります。

(オ) 写真の撮影、現像および印刷等に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 登録事項届(様式3)

ア 「1 入札等参加希望業種」の申請登録業種については、「建

建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の第12条の2第1項の規定において、秋田県知事の登録を受けている業種しか登録できません（申請時、秋田県知事の登録証明書の写しを添付）。

イ 「4 電子メールアドレス」および「5 FAX」の欄には、担当者と確実に連絡がとれるアドレスと番号を一つずつ記載してください。このアドレス等は、秋田市から入札の指名通知等を送信する際に使用します（電子メールアドレスをお持ちでない場合は記載不要です。）。

(4) 契約実績調書（様式4）

ア 秋田市内の事業所が実施した申請年度の前年度1年間分の契約実績を記載してください。

（例）令和2年10月に申請書を提出する場合は、平成31年4月から令和2年3月までの実績を記載

イ 施設の管理者（秋田市、秋田県、民間企業）等ごとに分けて記載する必要はありません。

(5) 技術者経歴書（様式5）

ア 秋田市内の事業所における技術者について記載してください。

イ 「法令による免許等」の欄には、入札等参加希望業種の業務に関する法令による免許又は技術もしくは技能の認定事項を記載してください。

ウ 上記イの認定事項を証明する書類の提出は不要です。

(6) 委任状（様式6）

ア 本社・本店が、入札や契約行為等の権限を支店・営業所等に委任する場合に提出してください。

イ 本社・本店が秋田市外である場合には、秋田市内の支店・営業所への権限の委任が必要です。

ウ 一部の権限のみを委任することはできません。

エ 委任者の印は、代表者の印鑑（社印ではない）を押印してください。受任者の印について、本市へ提出する契約書類に押印するものと同じものを押印してください。

(7) 暴力団排除に関する誓約書（様式7）

ア 秋田市暴力団排除条例により、事業から暴力団等を排除するため、暴力団関係者でない旨の誓約をお願いします。

イ 必要に応じて、秋田県警察本部に対し照会することがあります。

(8) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

ア 申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

イ 写しでも可とします。

(9) 定款の写し

A4サイズの紙にコピーしたものを提出してください。

(10) 財務諸表

ア 直前決算時の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書を提出してください。

イ 申請時点において決算書の作成が完了していない場合は、ひとつ前の決算時のものを提出してください。

ウ 株主資本等変動計算書については、会社法による作成義務の対象となっていない方の提出は不要です。

(11) 市税の納税証明書（秋田市へ納付したもの）

ア 市税に滞納がある場合は、申請を受け付けできません。

イ 申請日前2か月以内に発行された完納証明書（市税に未納がない証明）の原本を提出してください（秋田市市民税課で発行）。
なお、写しは不可としますので御注意ください。

ウ 法人市民税が課税されていない場合は、「法人設立・事業所設置届出書」の写しを提出してください。

(12) 消費税および地方消費税の納税証明書

ア 滞納がある場合は、申請を受け付けできません。

イ 税務署で発行する証明書を提出してください。

ウ 証明書の写しでも可とします。

エ 領収書および口座振替済通知書の写しは不可とします。

オ 申請時において納期到来分までのものを提出してください。

カ 「その3」又は「その3の3」を提出してください。「その1」

および「その2」は不可とします。

キ 課税されていない場合は、その証明書を提出してください。

(13) 特別徴収分個人市民税の領収書（秋田市へ納付したもの）

ア 秋田市に住民票がある従業員の給与から、個人市民税を天引きして納税している場合、提出が必要です。

イ 直近3か月分の領収書の写しを提出してください（秋田市では特別徴収分の納税証明書は発行しておりません。）。

ウ 銀行の納付明細表の写しでも可とします（他の市町村への納付状況の記載事項を、黒塗りにして提出しても構いません。）。

エ 普通徴収としている場合又は秋田市に住民票がある方がいない場合、領収書等の提出の必要はありません。「様式2（資格審査項目調書）」の「6 納税状況（個人市民税の納付方法）」の欄に、その旨を記載してください。

(14) 健康保険料および厚生年金保険料の納入確認書又は領収書等

ア 年金事務所又は保険者の事務所等で発行する納入確認書（写しでも可）又は、領収書等の写しを提出してください。

イ 申請月の前々月より過去12か月分のものを提出してください。

(15) 労働保険料の領収済通知書の写し等

申請年度の前年度確定分を支払ったことがわかるものを提出してください。前年度確定分の納期が未到来である場合には、直近の納期到来分を支払ったことがわかるものを提出してください。

（例）令和2年11月に申請書を提出する場合は、令和元年度確定分の領収済通知書の写しを提出

(16) 秋田県知事の登録証明書の写し

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する秋田県知事の登録証明書の写しを提出してください。

イ 「（様式3）の1 入札等参加希望業種」の申請登録業種の登録証明書を提出してください。

ウ 申請時において、証明書の登録有効期間が終了しているものは不可とします。

2 個人の方が提出する書類

(1) 庁舎等の建物清掃業務等入札参加希望者登録申請書（様式1）

ア 日付欄には、契約課の窓口へ持参する日付を記載してください。

イ 登録番号欄には、初めて申請する方の記載は不要です。

前回の庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていた方は、同じ登録番号を記載してください（登録番号が不明な場合は、記載は不要です。）。

ウ 申請書の右下の欄は、審査の際に秋田市の職員が使用しますので、何も記載しないでください。

エ 様式1-2欄の本件責任者および担当者について、記入してください。本件責任者とは、代表取締役又は支店長や営業所長などの社内において権限の委任を受けた役職員とします。担当者とは、本申請に関する事務を担当する者とします。本件責任者および担当者は、同一人物でも可とします。

(2) 資格審査項目調書（様式2）

ア 「1 従業員数」は申請日現在の全従業員数を記載するとともに、契約行為等の権限を委任する場合には、委任先の従業員数も記載してください。

また、「うち法令免許を有する人員数」の欄には、「(様式3)の1 入札等参加希望業種」の業務に関する免許をもつ人員数を記載してください。この人員数は、「(様式5)技術者経歴書」に記載する技術者数と一致します。

イ 「2 年間契約実績高」は、損益計算書の添付があるため、記載の必要はありません。

ウ 「3 自己資本額」は、貸借対照表の添付があるため、記載の必要はありません。

エ 「4 流動比率」の欄の流動資産については、貸借対照表「資産の部」の流動資産額（現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、貸倒引当金等）を記載してください（千円未満切捨）。

流動負債については、貸借対照表「負債の部」の流動負債額（支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、前受金等）を記載してく

ださい。(千円未満切捨)なお、流動比率については、小数点以下第2位を四捨五入して記載してください。

オ 「7 秋田市内の事業所の写真」について

(ア) 申請日から1か月以内に撮影した、事業所の外観写真および内部写真(いずれもカラー写真)を1枚ずつ貼付してください(ポラロイド写真も可とします。白黒の写真は不可とします)。

貼付する写真の大きさについては、資格審査調書の写真貼付欄の枠の大きさを目安としてください。

デジタルデータの画像を資格審査調書に貼付してカラー印刷したものは可としますが、事業所の実態が確認できる画質で印刷してください。

(イ) 外観写真については、会社名の表示(看板、表札等)が確認できるように撮影してください。1枚の写真だけでは外観および会社名の表示が確認できない場合は、複数枚の写真を貼付してください。

(ウ) 内部写真については、事業所で使用している事務機器(机、椅子、電話、ファクシミリ、パソコン)等が被写体となるように撮影してください。

(エ) 提出された写真だけでは事業所の実態を確認できない場合、写真の追加提出を求めることがあります。

(オ) 写真の撮影、現像および印刷等に係る費用は、申請者の負担とします。

(3) 登録事項届(様式3)

ア 「1 入札等参加希望業種」の申請登録業種については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の第12条の2第1項の規定において、秋田県知事の登録を受けている業種しか登録できません(申請時、秋田県知事の登録証明書の写しを添付)。

イ 「4 電子メールアドレス」および「5 FAX番号」の欄には、担当者と確実に連絡がとれるアドレスと番号を一つずつ記載してください。このアドレス等は、秋田市から入札の指名通知等を送信する際に使用します(電子メールアドレスをお持ちでない場合は記載不要です)。

(4) 契約実績調書(様式4)

ア 秋田市内の事業所が実施した申請年度の前年度1年間分の契約実績を記載してください。

(例) 令和2年10月に申請書を提出する場合は、平成31年4月から令和2年3月までの実績を記載

イ 施設の管理者(秋田市、秋田県、民間企業)等ごとに分けて記載する必要はありません。

(5) 技術者経歴書(様式5)

ア 秋田市内の事業所における技術者について記載してください。

イ 「法令による免許等」の欄には、入札参加希望業種の業務に関する法令による免許又は技術もしくは技能の認定事項を記載してください。

ウ 上記イの認定事項を証明する書類の提出は不要です。

(6) 委任状(様式6)

ア 本社・本店が、入札や契約行為等の権限を支店・営業所等に委任する場合に提出してください。

イ 本社・本店が秋田市外である場合には、秋田市内の支店・営業所への権限の委任が必要です。

ウ 一部の権限のみを委任することはできません。

エ 委任者の印は、代表者の印鑑(社印ではない)を押印してください。受任者の印について、本市へ提出する契約書類に押印するものと同じものを押印してください。

(7) 暴力団排除に関する誓約書(様式7)

ア 秋田市暴力団排除条例により、事業から暴力団等を排除するため、暴力団関係者でない旨の誓約をお願いします。

イ 必要に応じて、秋田県警察本部に対し照会することがあります。

(8) 営業の事実を証する書類

取引先と取り交わした契約書等の写しを提出してください。

(9) 身分証明書

ア 本籍地の市町村で発行するものを提出してください。

イ 申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

ウ 写しでも可とします。

(10) 財務諸表

ア 白色申告された方は、令和元年度分の収支内訳書の写しと任意の様式で作成した貸借対照表および損益計算書を提出してください。

イ 青色申告された方は、令和元年度分の所得税青色申告決算書の貸借対照表および損益計算書の写しを提出してください。

(11) 市税の納税証明書（秋田市へ納付したもの）

ア 市税に滞納がある場合は、申請を受け付けできません。

イ 申請日前2か月以内に発行された完納証明書（市税に未納がない証明）の原本を提出してください（秋田市市民税課で発行）。なお、写しは不可としますので、ご注意ください。

(12) 健康保険料（税）の納税証明書又は領収書等

ア 市町村の国民健康保険に加入されている方

(ア) 申請年度の前年度分の国民健康保険税(又は保険料)の納税証明書又は領収書の写し等を提出してください。

(イ) 領収書の写し等を提出する場合は、各期間の納付しなければならない金額が確認できる書類（納税通知書の表紙の写し等）および各納期の納付した金額が確認できる書類を一緒に提出してください。

(ウ) 国民健康保険税を口座振替により納付している場合は、保険税(又は保険料)を完納していることが確認できる書類でも可とします。

(エ) 事業主が国民健康保険税の納税義務者でない場合は、事業主が属する世帯の納税義務者の納税証明書又は領収書の写し等を提出してください。

イ 後期高齢者医療保険に加入されている方

過去12か月分の保険料の完納していることが確認できる書類を提出してください（秋田市に住民票のある方は、秋田市後期高齢医療課で発行されます。住民票が秋田市以外にある場合は、居住地の市町村にお問合せください。）。

ウ 社会保険又は健康保険組合に加入されている方

(ア) 年金事務所又は保険者の事務所等で発行する納入確認書（写しでも可）、又は領収書の写し等を提出してください。

(イ) 申請月の前々月より過去12か月分を提出してください。

(13) 消費税および地方消費税の納税証明書

ア 滞納がある場合は、申請を受け付けできません。

イ 税務署で発行する証明書を提出してください。

ウ 証明書の写しでも可とします。

エ 領収書および口座振替済通知書の写しは不可とします。

オ 申請時において納期到来分までのものを提出してください。

カ 「その3」又は「その3の2」を提出してください。「その1」および「その2」は不可とします。

キ 課税されていない場合は、その証明書を提出してください。

(14) 労働保険料の領収済通知書の写し等

申請年度の前年度確定分を支払ったことがわかるものを提出してください。前年度確定分の納期が未到来である場合には、直近の納期到来分を支払ったことがわかるものを提出してください。

(例) 令和2年11月に申請書を提出する場合は、令和元年度確定分の領収済通知書の写しを提出

(15) 秋田県知事の登録証明書の写し

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する秋田県知事の登録証明書の写しを提出してください。

イ 「(様式3)の1 入札等参加希望業種」の申請登録業種の登録証明書を提出してください。

ウ 申請時において、証明書の登録有効期間が終了しているものは不可とします。